

『成業論』における異熟識説

兵 藤 一 夫

序 『成業論』の内容および性格はラモート教授と山口博士の研究によりほぼ明らかにされている¹⁾。それによれば——『成業論』は世親が『俱舎論』の後に著作したもので、随所に『俱舎論』との相関性が見られる。そして『成業論』における世親の立場は経量部のそれであるが、『俱舎論』における立場と全く同じではなく、瑜伽行派に近いものとなっている。『成業論』には瑜伽行派のアーヤ識説に似た異熟識説が説かれている——である。ところで、この『成業論』の最大の特徴は著者世親が経量部の立場で異熟識説を展開することであり、ラモート教授・山口博士両氏ともこの点に留意して瑜伽行派のアーヤ識説との比較をされているが、異熟識自体やその存在論証の仕方の比較検討には充分でない点が見受けられる。従って、ここではその点を中心に検討して、『成業論』における異熟識説の特徴を明らかにしてみたい。

I. 本筋に入っているに先立ち、『成業論』全体に通じる世親の基本的立場を必要なものだけまとめておく。(1) 顕色の極微を実有とする(外境の實在)。(2) 諸法は文字通りの刹那滅である。(3) 存在するものは効果的作用をなす。(4) 同時の因果関係は認めない²⁾。これらを念頭に置いて、先ず『成業論』に説かれている異熟識が如何なるものかを考えよう。『成業論』§18(章分けは山口益『世親の成業論』による。以下同じ)に、

一切の種子を有した異熟識は結生して〔自体を〕得て、それぞれの生において中断なく、種々の異熟因によって種々となり、涅槃に至るまで連続して生じる——中略——〔滅尽定から〕出定の時に、〔定の〕引発が究極に至ったならば、異熟識において各刹那に特殊な変化をすることから種子が生起を得ることによって、〔先ず〕意識と、後に他の諸識もまた縁に応じて生じる。(北京 No. 5563, 164a⁴-164b⁸)

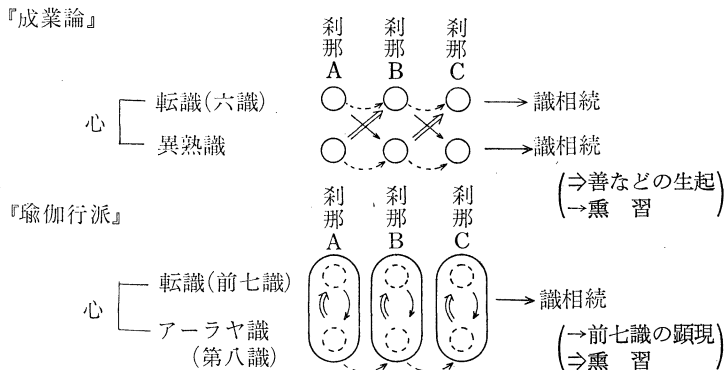
さらに §19 に、

種々なる種子が内在しているその異熟識に対して、それとは別な識と俱起する善不善なるかの別法³⁾が種子を増長する仕方です所応の如く熏習する。この〔異熟識の〕相続の特殊な変化から、力に応じて習気が生じる時、後時に望ましい或いは望ましくない果が現成する。(ibid., 164b⁹-164b⁵)

また § 20 に、「異熟識と他の識が一有情身の上に同時に生じるならば一有情身に二有情が仮説されることになる」という異議に対して、

その如くにはならない。その二つ〔の識〕は因と果なるものとは別でないものとして生じるものであり、そして異熟識の相続に対してもう一方のもの（転識）が熏習するからである。(ibid., 166a⁴-166a⁵)

以上が『成業論』に述べられている異熟識説のあらましである。そこで、前述の世親の基本的立場を考慮に入れてこの異熟識説を検討してみよう。外境が実在することから、眼識などの五転識が異熟識から直接生じることはない。従って、§ 20 の、転識が異熟識の果であるというのは、§ 19 の言い方を借りれば、転識と俱起する善などの法が異熟識の果であるということになろう。これらのことから『成業論』における異熟識説は次のように書けるであろう。「種々なる種子が内在している異熟識と六転識の一つが有情身の上に俱起する。これらはまとまって一つの心を形成するが、識相続としては並列的で二つの相続をなす。そして、この二つの識相続の間に前後一刹那（異時）の因果関係と熏習の関係とが成立する。すなわち、Aなる刹那の異熟識の善などの種子からその直後のBなる刹那に善などの法が眼識などと俱起し、一方、Aなる刹那の眼識などと俱起した善などの法はBなる刹那の異熟識を熏習する」と。この異熟識説を瑜伽行派のそれと比較してみると四つの特徴が明らかとなる。(1) 異熟識と転識は並列的で別な相続をなす。(2) 異熟識と転識の相続は前後一刹那（異時）の〔更互〕因果関係を有する。(3) 六転識同志は俱起しない⁴)。(4) 染汚意が別立されていない、である。これを図示すれば下図の如くになろう。



II. 次に異熟識の存在論証（理証）について検討しよう。『成業論』には五つの理証が説かれている。すなわち、異熟識がなければ、(1) 滅尽定などの無心位から出る時再び識が生じることが不可能、(2) 命終の時まで不断に身を執持することが不可能。(3) 煩惱の対治が不合理。(4) 無色界の有情が染汚や善などの意識の時無覆無記なる異熟の実体がなくなり、無色の各有情を仮説する基体がなくなる。(5) 有頂にいる有情が自地の諸惑を断じるために下地たる無所有処の無漏道を起こす時、有頂の有情であるための所依がなくなる⁵⁾。さて、『成業論』の叙述形態から考えて、世親にとって(1)が最も重要な問題であったと思われる⁶⁾。世親は『俱舍論』において経量部の、種子説や相続転変差別説を中核とした単層的な心（識）相続説を積極的に支持していたが、滅尽定などの無心位において心相続が一時的に断じる問題に対する彼らの考え方、「有根身（色相続）が心の種子を保持する」は紹介するだけで何ら支持を与えていない。世親は滅尽定などにおける心の存在について種々な説を検討する中で、今までの単層的な心相続の考え方を捨て、潜在的な識相続を含んだ重層的な心相続の考え方を採用したのである。次に、(2)は「識が身（有色根）を執持する」という前提に立っているが、『俱舍論』ではこの考え方は見られない（経量部では身と心の相続は一応別である）。(3)は煩惱の対治のメカニズムの問題である⁷⁾。『俱舍論』には煩惱の断についての経量部の考え方は示されていない。単に煩惱の種子を保持するだけなら従来の経量部の単層的な心相続に基づく種子説でも対応可能である⁸⁾。しかし対治識が生じた時は、所対治なる煩惱の種子と能対治たる識は何らかの作用を及ぼす関係にあるから、前者が後者を所依とすることは好ましくない。(4)(5)はいずれも有情の差別（趣などの衆同分）に関するものである。経量部は衆同分や命根を有情の類や持続力に対する仮説に過ぎないとし、有部のように実体としては認めない。このため無色界の有情の差別（衆同分）を変化の多い単層の心相続だけに基づいて仮説しなければならず、ここに指摘されるような不合理が生じてくる⁹⁾。

ところで、これらの問題点はいずれも単層的な心相続説に立つ限り解決の出来ないものばかりである。一方、『摂大乘論』のアーラヤ識の存在論証の中に経量部の種子説そのものの不合理さを指摘するものがあるが¹⁰⁾、ここではそれは見られない。以上のことから『成業論』において世親が異熟識を導入した意図が明らかであろう。彼は一有情身において潜在的な異熟識が転識と俱起するという二識の相続を認めることによって、従来の経量部説の弱点を取り去ろうとしたのである。しかし、この異熟識の導入は従来の経量部説を越えることになるが、彼はそ

の影響を最少限にとどめている。すなわち、世親は経量部の立場を可能な限り守りながら、異熟識説を展開するのである。

III. この世親の態度に対して二通りの解釈が可能である。異熟識の概念は経量部内部のものか或いは外部(瑜伽行派)の影響を受けたものである。ラモート教授は前者を取り、瑜伽行派のアーヤ識説はこれを借用したものであると考えられている¹¹⁾。山口博士は後者を取り、その論拠として『成業論』が『解深密経』の偈を引用していることと注釈者スマティシーラのことばを上げておられる¹²⁾。筆者も山口説に賛成であるが、論拠としてさらに次のことを加えたい。(1)異熟識の同義語の説明の仕方が瑜伽行派と同じである¹³⁾。「身を執持するからアーダーナ識」という中、「[識が]身を執持する」というのは前述の如く経量部的ではない。又、「一切法の種子の依拠となるからアーヤ識」という中、「一切法の種子」というのは心とは別に色法を実有とする経量部の立場を逸脱している。従ってこれらの語義解釈は瑜伽行派のものを借用したのであろう。(2)熏習の概念が瑜伽行派的である。経量部では種子がその都度新たに心相続に置かれることを熏習と考える。一方、『成業論』で述べられる「種子を増長する仕方熏習する」とは無始時來のアーヤ識を念頭に置いた考え方であり、瑜伽行派的である。

1) È. Lamotte “Le traité de l’acte de Vasubandhu Karmasiddhi-prakarana” (Mélanges chinois et bouddhiques 1936). 山口益『世親の成業論』(法蔵館 昭26)。

2) (1)は『成業論』§3, (2)は§5, (3)(4)は§21を参照。

3) 経量部の立場では善などの心所法と心(識)は本質的には区別できないが、ここでは転識が善などの様相を持って生じることを「善などの法が転識と俱起する」と表現したのであろう。

4) 同じ世親の著作で『成業論』と密接な関係があると思われる『唯識三十頌』では、わざわざ五転識(意識はこれらと俱起)同志の俱起が明言されているので、『成業論』で明言されていないということは、この問題に対する世親の立場が従来(経量部)と変わっていないことを示していると思われる。

5) (1)は『成業論』§18, (2)~(5)は§19(b)参照。

6) N. Hakamaya “Nirodhasamāpatti—Its Historical Meaning in the Vijñaptimātratā System—” (印仏研 No. 23-2) 参照。

7) 『唯識三十頌釈』(Lévi 本 p. 38)にはことと同様な議論が見られるが、『摂大乘論』(Lamotte §1-32)では、「対治識(見道)が生じた時、それが修所断の煩惱の種子を保持することは不合理である」と述べられ、内容が異っている。

8) 『俱舍論称友釈』(W 本 p. 148, l. 22-p. 150, l. 10) 参照。

9) 拙論『『俱舍論』に見える説一切有部と経量部の異熟説』(仏教思想史 No. 3, p. 67) 参照。

10) 『摂大乘論』(Lamotte §1-30, 1-32) 参照。

11) 前掲 Lamotte 論文 p. 178 参照。

12) 前掲山口本 pp. 33-34 参照。

13) 『成業論』§19(a) 参照。